

令和 7 年 第 3 回国東市議会定例会 提出議案

報告 第 11 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 1
報告 第 12 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 2
報告 第 13 号	債権放棄の報告について	P 3
認定 第 1 号	令和 6 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 5
認定 第 2 号	令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 6
認定 第 3 号	令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 7
認定 第 4 号	令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 8
認定 第 5 号	令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 9
認定 第 6 号	令和 6 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 10
認定 第 7 号	令和 6 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第 8 号	令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第 9 号	令和 6 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
議案 第 50 号	令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)	P 14
議案 第 51 号	令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)	P 15
議案 第 52 号	令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 16
議案 第 53 号	令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号)	P 17
議案 第 54 号	令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 18

議案 第 55 号	令和 7 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 1 9
議案 第 56 号	令和 7 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 0
議案 第 57 号	令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 1
議案 第 58 号	国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	P 2 2
議案 第 59 号	国東市火入れに関する条例の一部改正について	P 3 1
議案 第 60 号	国東市公共下水道条例の一部改正について	P 3 2
議案 第 61 号	国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について	P 3 3
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 5
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 6
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 7
諮問 第 6 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 8
諮問 第 7 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 9
諮問 第 8 号	人権擁護委員の推薦について	P 4 0

報告 3 件
認定 9 件
議案 1 2 件
諮問 6 件
計 3 0 件

報告第 11 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 6	—
(1 3. 0 1)	(1 8. 0 1)	(2 5. 0)	(3 5 0. 0)
[△ 5. 4 5]	[△ 1 3. 2 0]		[△ 9 4. 5]

（備考）

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 12 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 6 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	— 〔△ 6 2 . 4〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 2 0 . 0 %。 3 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 3 2 1 . 8〕	
市民病院事業特別会計	— 〔△ 1 4 . 3〕	
下水道事業特別会計	— 〔△ 4 0 . 8〕	

報告第 13 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和6年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課		債権名	放 棄 理 由												合 計	
			第20条第1項 第1号		第20条第1項 第2号		第20条第1項 第3号		第20条第1項 第4号		第20条第1項 第5号		第20条第1項 第6号			
			「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」			
			件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)
1	上下水道課	水道使用料	3	386,620	1	10,380	2	6,180							6	403,180
2	建設課	住宅使用料	1	140,800											1	140,800
3	政策企画課	ケーブルテレビ 施設使用料	1	5,850											1	5,850
合 計			5	533,270	1	10,380	2	6,180							8	549,830

認定第 1 号

令和 6 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 2 号

令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 3 号

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 4 号

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 5 号

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 6 号

令和 6 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 7 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 8 号

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 9 号

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 50 号

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 51 号

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 52 号

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 53 号

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号)

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 54 号

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 55 号

令和 7 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 56 号

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 57 号

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 58 号

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）その他の法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第 3 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳幼児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第 4 条 市長は、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第 5 条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第 6 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人

一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

- 第 10 条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第 11 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

- 第 12 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

- 第 13 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

- 第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

- 第 15 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、そ

これらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 17 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 18 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 20 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第 21 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。))がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下この条及び次条において「一般型乳児等通園支援事業所」という。))の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号及び次条第 3 項第 2 号において「保育室等」という。))を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合にお

いて、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(一般型乳児等通園支援事業の乳児等通園支援の内容)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設

備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第 25 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第 26 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号。居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第 25 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(補足)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 乳児等通園支援事業を実施するにあたり、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 59 号

国東市火入れに関する条例の一部改正について

国東市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市火入れに関する条例の一部を改正する条例

国東市火入れに関する条例（平成 18 年国東市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報が発表されたとき」に、「場合」を「とき」に改め、同条第 2 項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報が発表されたとき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 条例中の字句を気象業務法及び気象庁の使用する用語に改めるため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 60 号

国東市公共下水道条例の一部改正について

国東市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市公共下水道条例の一部を改正する条例

国東市公共下水道条例（平成 18 年国東市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「が専属」を「を選任」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 営業所ごとに責任技術者を選任していること。ただし、大分県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第 9 条第 2 項第 4 号中「専属」を「選任」に改め、同項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況

第 14 条第 2 項第 5 号中「専属」を「選任」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、排水設備工事責任技術者の常駐及び専属規制を緩和するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 61 号

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年国東市条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務」を加え、同条第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を附番し管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名管理情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中 7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に次の 1 項を加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 1 に次のように加える。

9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2の1の項中「特別児童扶養手当関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表2の項中「(以下「外国人生活保護関係情報」という。)」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表3の項から11の項までの規定中「外国人生活保護関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表12の項及び13の項中「医療保険給付関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表14の項中「地方税関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加え、同表15の項中「医療保険給付関係情報」の次に「及び住登外者宛名情報」を加える。

別表第3中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第3に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 本市が利用する標準準拠システムにおいて「住登外者宛名番号管理機能」を利用して行う事務がマイナンバーの独自利用事務であると国から示されたため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町

氏 名 ふじ藤 わら原 かず和 や彌

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に藤原和彌委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 いけ池 だ田 くる耒 み美

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に池田耒美委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町

氏 名 つ 都 る 留 やす 康 ひで 秀

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に都留康秀委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 6 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 はつ とり とも お
服 部 伴 夫

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に服部伴夫委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 7 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 て手 しま嶋 こう幸 きち吉

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に中野浄昭委員の任期が満了するため、次期委員候補として推薦することについて議会の意見を求める。

諮問第 8 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市安岐町

氏 名 みやもと ひろ よし
宮 本 浩 吉

生年月日

令和 7 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 12 月 31 日に藤原康子委員の任期が満了するため、次期委員候補として推薦することについて議会の意見を求める。